令和５年高島市教育委員会第９回定例会会議録（要旨）

１　開催日時　　令和５年９月２６日（火）
　　　　　　　　開会　午後２時００分　　閉会　午後２時 32 分

２　開催場所　　高島市役所新館２階　教育委員会室

３　会議次第
　教育長あいさつ
　令和５年第８回定例会会議録の承認
　会議録署名委員の指名
　議第４９号　臨時代理につき承認を求めることについて（高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案）
　議第５０号　臨時代理につき承認を求めることについて（高島市公民館職員の任命について）
　報告第１３号　高島市今津Ｂ&Ｇ海洋センターの臨時休館について
　報告第１４号　高島市立図書館の臨時休館について
　報告第１５号　高島市教育委員会事務局の人事について
　報告第１６号　令和５年９月高島市議会定例会一般質問の概要について

４　出席委員
　川島教育長、田邊委員、川原林委員、橋本委員、髙木委員

５　事務局出席者
　饗庭教育指導部長、熊地教育総務部次長（教育総務課長取扱）、山本教育総務部調整担当監（図書館担当）、竹井社会教育課長、小川文化財課長、森本市民スポーツ課長、野﨑国スポ・障スポ大会推進課長、横井川市民会館長、玉木図書館長、岡部学校教育課長、保木学事施設課長、川﨑学校給食課長、西川給食施設整備課長、松岡教育総務課主任、末綱同課主査

６　会議を傍聴した者　　　０人

７　議事の経過　　別紙のとおり

議事の経過

開会　　教育長が第９回定例会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名　　田邊委員、橋本委員

議題の公開／非公開　　全て公開

議第４９号　臨時代理につき承認を求めることについて（高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案）

【説　明】　　**熊地教育総務部次長**

本件は、高島市会計年度任用職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、市長から教育委員会の意見を求められたものであり、委員会の意見としては「特になし」として回答するものである。

本条例の改正案は、資料２ページのとおりであり、現在開会中の９月定例議会に上程された。会計年度任用職員については、地方公務員の給料表に準じ、その給料体系が定められているが、今回、滋賀県の最低賃金について、令和５年 10 月以降に４０円引き上げられ、時間額９６７円に改正されたことから、本市の会計年度任用職員のうち最低賃金を下回る職種について、報酬単価を見直すため、当該条例における所要の改正が行われるものである。

なお、本件は、回答までの期間が短いこと、かつ緊急性の高い案件であったことから、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第２条第２項の規定により、令和５年９月１日に教育長が代理したので、同上同項の規定に基づき当委員会に対してこれを報告し、承認を求めるものである。

【質疑等】　　なし

【採　決】　　承認

議第５０号　臨時代理につき承認を求めることについて（高島市公民館職員の任命について）

【説　明】　　**竹井社会教育課長**

本件は、社会教育法第２８条の規定に基づく公民館職員の任命について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第２条第２項により、令和５年９月１日に臨時に代理をしたので、これを報告し、承認を求めるものである。

今回、公民館夜間管理人として任命した方は、ハローワークを通じて募集し、応募があったもので、休職で夜間管理人が不在となっている安曇川公民館に補充したものである。

任期は、令和５年９月１日から令和６年３月 31 日までである。

【質疑等】　　なし

【採　決】　　承認

報告第１３号　高島市今津Ｂ&Ｇ海洋センターの臨時休館について
【説　明】　　森本市民スポーツ課長
　本件は、高島市今津Ｂ&Ｇ海洋センターの設置および管理に関する条例第１２条の規定に基づき、今津Ｂ&Ｇ海洋センターを臨時休館とすることとしたので、報告するものである。
　期間は、令和５年 10 月２日から令和５年 10 月３日までの２日間で、休館理由は、プールろ過装置の保守点検を行うためである。
　利用者への周知方法については、ホームページ、防災無線放送、休館予告ポスターの施設内掲示を予定している。

【質疑等】　　なし

報告第１４号　高島市立図書館の臨時休館について
【説　明】　　玉木図書館長
　本件は、高島市立図書館の管理運営に関する規則第４条に基づき、今津図書館を臨時休館とすることとしたので、報告するものである。
　臨時休館の期間は、令和５年 12 月１日から令和６年１月 31 日までの２か月間で、休館理由は、空調設備の改修工事を行う間の安全確保のためである。今津図書館の空調設備は、平成 13 年の開館当初からのもので、これまで必要な修繕をしながら運転してきたが、老朽化により冷暖房効率も低下し、修理部品の調達が難しくなってきたため、今年度更新をするものである。
　休館については、利用者の皆さまに対し、市の広報誌、図書館のホームページ、防災無線放送のほか、休館予告のポスターを市内各館に掲示してお知らせする予定をしている。

【質疑等】　　なし

報告第１５号　高島市教育委員会事務局の人事について
【説　明】　　竹井社会教育課長
　本件は、令和５年高島市教育委員会第３回臨時会で可決いただき、任命した公民館夜間管理人から、令和５年８月 31 日付けで退職願が提出され、９月 14 日に高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第４条第１項の規定に基づきこれを専決したので、同条第２項により報告するものである。一身上の都合により令和５年９月 30 日をもって辞職したいとのことで、やむを得ないものとし、９月 30 日をもって、公民館職員を解任するものである。
　なお、後任は、現在ハローワークを通じて募集しているところである。

【質疑等】　　なし

報告第１６号　令和５年９月高島市議会定例会一般質問の概要について
【説　明】　　饗庭教育指導部長

それでは、教育指導部から答弁した概要について報告を行う。令和５年９月の一般質問では、会派代表質問１人、個人質問３人の合計４人の議員から質問があった。

まず、会派代表質問では磯部議員から「若者世代の人口減少をゆるやかにするとともに、持続可能なまちづくりの実現について」の７つの質問があり、そのうち７点目の「教育の魅力化について」に対して、教育長が答弁された。概要は次のとおりである。

「『生涯にわたって学び、学んだことを社会に役立てようとする人づくり』を『高島の志の教育』とし、教育施策の基本方針としています。学校教育においては、１人１台端末を活用した学び方の改革を進め、地域の皆さまのご支援により将来地域に貢献しようとする心情を育てています。

学校では、すべての児童生徒が、安心して登校できるよう全教職員による見守りや相談しやすい環境をつくり、児童生徒や保護者の方の思いに寄り添い、個に応じた適切な支援の充実に努めています。不登校の対応では、学校復帰にとらわれることなく社会的自立に向けて最善を尽くすことが求められており、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図っています。高島の魅力ある教育の実現に向け、すべての児童生徒が安心して過ごせる環境づくりを進めます。」と、答弁された。

次に、個人質問として、３人の議員からの質問に対する教育指導部からの答弁概要について、報告を行う。

まず、早川浩徳議員から、「Chat GPT などの生成ＡＩの活用と考え方について」、７つの質問が出され、そのうち２点目と３点目の質問に教育指導部から答弁を行った。２点目の「子どもたちの生成ＡＩの利用についての考え方」の質問への答弁として、「本年７月に文部科学省で作成されました『初等中等教育段階における生成ＡＩの利用に関する暫定的なガイドライン』で、生成ＡＩの教育利用の方向性が示され、今後、文部科学省によって選定された中学校において、パイロット的な取組が推進されることになります。本市においては、それらの状況を注視しつつ、『情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度』を養う情報モラル教育の充実を図り、これまでに引き続いて、児童生徒の情報活用能力の育成に努めていきたいと考えています。」と答弁を行った。

次に、藍原議員から、「個別最適・協働的な学びと特定分野に特異な才能のある児童生徒の指導・支援について」２つの質問が出された。そのうち１点目の「個別最適・協働的な学びについて」の質問への答弁として、「学習支援ソフトを活用した『児童生徒に応じた指導』の現状と成果、課題、また今後の取り組みについては、令和５年度全国学力・学習状況調査の結果から、「ＩＣＴ機器を使うのは勉強の役に立つ」と回答した本市の児童生徒の割合が、国や県の割合を大きく上回る結果となっており、児童生徒が、ＩＣＴを活用して学習活動を進めることを肯定的にとらえていると評価しています。引き続き、授業改善のための教員研修や実践交流の場を設けながら、個別最適な学びの充実につなげていきたいと考えています。また、ＩＣＴを活用した協働的な学びの取り組みの成果については、タブレット端末や大型ディスプレイ等のＩＣＴ機器を利用して、国語や数学などの授業はもちろん、キャリア教育や校外学習の場でも活用しており、ペアやグループによる意見交流、プレゼンテーション資料の作成など、協働的な学びの充実も図っています。一例として、昨年度の中学３年生が、「未来の高島市の創造」と題して、グループごとに地域の良さや課題、改善点を考え、対策を導き出してプレゼンテーションを行い、提案するという学習活動に取り組みました。提案発表は市役所の会議室で行い、ゲストとして市役所の職員、高島市経済会の方、地域学校協働活動にかかわっていただいている地域の方にも中学生の提案を聞いていただきました。このような取組は、それぞれの生徒の異なる考え方が組み合わさり、また、学校外の方との意見交流の機会とも

なり、協働的な学びの充実につながるため、引き続き実践と研究を重ねてまいりたいと考えています。」と答弁を行った。

さらに、藍原議員から、「発達性読み書き障がい（ディスレクシア）について」、４つの質問が出された。そのうち２点目の「障がいの困難さを軽減するためのサポート」についての質問への答弁として、「教科書を読むことへの支援として、ルビ振り機能や音声読み上げ機能が備わっているソフトを導入しており、読むことに対する支援が必要な児童生徒のタブレット端末において活用しています。また、タブレット端末のカメラ機能を活用して黒板を写真に撮って記録することにより、書くことへの支援を図ることや、学習支援ソフトを活用して、課題や宿題を音声データや画像データでやり取りするような工夫についても、児童生徒の読み書きや学びにくさの状況に応じて、引き続き取り組む必要があると考えています。」と答弁を行った。

次に、板持議員から、「ハラスメントや不祥事の無い、よりよい職場環境づくりに向けて」についての９つの質問が出された。教育指導部からは、そのうち９点目の「アンガーマネジメントの活用について、小中学校の教育活動の現場での取り組みはどうか」についての質問に答弁を行った。

「小中学校においては、望ましい人間関係の確立を目標として、道徳科や学級活動等の授業の中で、怒りや不満などのストレスからいじめや暴力に発展しないよう、感情をコントロールする力を身に付けるため、アンガーマネジメントの手法を用いることがあります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが講師となって教員とともに、アンガーマネジメントの手法を活用した授業を実施している取組例もあります。また、教員を対象とする体罰防止やハラスメント防止の取組についても、県の教員研修や校内研修等の機会に、アンガーマネジメントの手法を活用し、研修を深めているところです。さらに、教員が、児童生徒に対して適切な指導が行えるよう、ものごとのとらえ方や見方を変えることにより怒りの感情を抑えるリフレーミングの手法や、怒りの感情をそのままの言葉や態度で表さずに、相手に自分の気持ちを伝えるアサーティブコミュニケーションの手法等の研修を実施し、教員の指導力向上に努めているところです。」と答弁を行った。

最後に、福井議員から、「障がい児・者やその家族に、また高齢者に寄り添う市政を」についての６つの質問が出された。市内の子どもたちへの支援や学校施設、体育館にかかわる内容があることから、他部局からの答弁の概要について報告を行う。

１点目の「障がいのある乳幼児の相談支援体制上の課題」についての質問には、こども未来部から、児童発達支援センター「エール」の役割や取組について、答弁が行われた。

２点目から４点目の質問については、健康福祉部から、放課後等デイサービスの取組、医療的ケア児の通学支援に関する県への施策・予算要望等について、答弁が行われた。

５点目と６点目の質問については、政策部から、学校や体育館を含む広域避難所に指定されている施設のトイレや冷暖房設備の状況、避難所開設時の対応等について、答弁が行われた。

そのほかの答弁内容や再質問の詳細については、紙面をもって報告と代えさせていただく。

なお、これらの学校教育に関する答弁内容については、10 月の校長会議において、概要を伝達予定であることを申し添える。

【質疑等】

〇田邊委員

学校は広域避難所になることもあるかと思うが、オストメイト対応トイレの整備状況はどのようなものか。

〇饗庭教育指導部長
　学校施設に関して言うと、現在、オストメイト対応トイレを整備している学校は、市内の中学校１校である。

〇田邊委員
　災害時を想定してオストメイト対応トイレへの整備が求められることもあるかと思うが、そういったことはなにかの計画に位置付けられているか。

〇饗庭教育指導部長
　現状、オストメイト対応トイレの整備については学校や子ども・保護者のニーズによって都度対応しているところであり、積極的に整備するという方針で何らかの計画に位置づけているものではない。

閉会　　教育長が第９回定例会の閉会を宣言